

独立行政法人造幣局が平成30年度に達成すべき目標

I. 政策体系における法人の位置付けおよび役割（ミッション）

通貨は経済活動・国民生活の基盤であり、「通貨に対する信頼の維持」は「財務省設置法」(平成11年法律第95号)に定められた財務省の任務の一つである。この任務を果たすため、財務省においては、通貨の流通状況等を適切に把握し、通貨を円滑に供給できるよう製造計画を策定するとともに、通貨の偽造・変造の防止等を通じて通貨制度の適切な運用に万全を期すこととしている。

貨幣は、経済取引の基礎をなし、国民生活に不可欠なものである。独立行政法人造幣局（以下「造幣局」という。）は、「独立行政法人造幣局法」(平成14年法律第40号)において、通貨制度の安定に寄与することを目的として、財務大臣が指示する製造計画に従った貨幣の製造及び販売用貨幣の販売等を行うこととされており、通貨行政の執行機関として位置付けられている。また、同法において、造幣局は、勲章及び褒章、公共上の見地から必要な金属工芸品の製造、貴金属の品位証明等を行う機関として位置付けられている。

近年、経済活動の国際化も一層進展する中、デジタル技術等が著しく進化することにより、我が国通貨の偽造防止を巡る環境は厳しさを増しており、通貨に対する信頼を維持するための政策は一層重要となっている。このため、造幣局には、世界最高水準の偽造防止技術を活用した貨幣を、徹底した品質管理及び製造工程管理の下で確実に製造することに加え、通貨当局（財務省理財局をいう。以下同じ。）と緊密に連携しながら、次の貨幣の改鋳も見据えた偽造防止技術等に関する調査・研究及び卓越したデザインの検討を推進・強化すること等が求められる。

記念貨幣の販売については、記念貨幣が国家的な記念事業として発行されることにかんがみ、公正・公平な抽選や確実な配送により、広く国民に行き渡るよう注力することが求められる。また、貨幣セットの販売については、新たな貨幣製造技術の開発や顧客層の拡大を図ることにより、国民に対し貨幣製造事業を紹介するとともに、国民の貨幣に対する理解を深めることが求められる。

勲章及び褒章は、天皇の国事行為として、国家又は公共に対し功労のあった国民などに授与されるものである。このため、これまで培ってきた製造技術を駆使しつつ、徹底した品質管理の下で、その榮譽に相応しい製品を確実に製造

することが求められる。また、金属工芸品については、高度な技術の下で確実に製造した製品を販売するとともに、新製品の開発等を通じて、偽造防止技術をはじめとする貨幣製造技術の維持・向上に繋げていくことが求められる。

また、貴金属の品位証明等については、業界の自主的な取組等民間における実施状況を確認しつつ、業務を確実に実施することにより、中小零細企業の保護・育成と消費者の安心に寄与することが求められる。

造幣局には、明治4年以来、我が国が近代国家としての通貨制度の確立及び発展を図る過程において、140年余にわたって通貨行政に対して果たしてきた役割を今後とも全うするため、行政執行法人として国の行政事務と密接な連携を図りつつ、貨幣をはじめとする製品を確実に効率的に生産できる体制を維持・改良し、常に事業の継続性を確保するという責務を果たし、我が国の経済の発展と国民生活の安定に一層貢献することが求められている。

以上を踏まえ、「独立行政法人通則法」（平成11年法律第103号）第35条の9に規定する造幣局が達成すべき業務運営に関する平成30年度の目標を以下のとおり定める。

なお、目標に掲げる指標のうち、定量的指標の達成度について、特殊な事情により前年度等との比較によりがたい場合には、当該要因を除外した調整値も使用し実態に即した比較検証を行う。

Ⅱ. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1. 貨幣製造事業

(1) 財務大臣の定める製造計画の確実な達成

貨幣の製造について、以下の取組を行う。

- ① 費用対効果を勘案した設備投資等を行うことにより、製造体制の合理化、効率化を図るとともに、保守点検を的確に行うことにより、設備を安定的に稼働させる。また、品質管理及び製造工程管理を徹底し、高品質で均質な製品を確実に製造する。

これらの取組により、財務大臣の定める製造計画を確実に達成するとともに財務省との契約を確実に履行する。

【指標】

- ・設備投資の的確な実施
- ・設備の保守点検の的確な実施
- ・品質管理の改善に向けた取組
- ・故障による通常貨幣製造設備（溶解・圧延設備）の停止時間（過去5年平均以下）
- ・故障による通常貨幣製造設備（圧穿機、圧印機）の停止件数（参考指標：停止件数）
- ・製造計画達成度（100%）
- ・納期達成率（100%）
- ・500円貨、100円貨及び10円貨の一貫工業の歩留（過去5年平均以上）
- ・保証品質達成率（100%）

【重要度：高】貨幣について、財務大臣が指示する製造計画を確実に達成し、貨幣を円滑に供給することは、財務省の重要な任務の一つである通貨に対する信頼を維持するうえで重要な要素であるため。

【優先度：高】貨幣の供給が停滞した場合、経済活動及び国民生活に著しい影響が生じることから、貨幣製造事業を優先的に行う必要があるため。

【難易度：高】高度な偽造防止技術を搭載した貨幣を、高い品質が均一に保たれた状態で大量生産し、財務大臣が指示する製造計画を達成するとともに、財務省との契約を確実に履行するには、高度な技術力や徹底した品質管理及び製造工程管理が求められるため。

- ② 貨幣製造計画の変更や災害等不測の事態が生じた際に最善の結果が得られるよう、柔軟な製造体制を確保するとともに、具体的事案の発生時には機動的に対応する。

【指標】

- ・製造計画変更への対応に備えた体制の維持
- ・具体的事案発生時の的確な対応

- ③ 情報漏えいや紛失・盗難を発生させないことにより、国民や社会の信頼を維持する。

さらに、財務大臣から委託された地金の保管業務を確実に実施する。

【指標】

- ・ 情報漏えい、紛失・盗難発生の有無
- ・ 地金の亡失の有無

(2) 通貨当局との密接な連携等

- ① 貨幣の偽造抵抗力の強化を図るための方策について検討を進めるとともに、デザイン力の強化等に努めることにより、通貨当局と一体となって貨幣に対する国民の信頼の維持・向上に貢献する。また、国家的な記念事業に相応しい記念貨幣の発行に向けて必要な調査・検討を行い、通貨当局に協力する。

【指標】

- ・ 現在及び将来に向けた偽造抵抗力の強化
- ・ 記念貨幣の発行に向けた通貨当局への協力

- ② 国際的な広がりを見せる通貨の偽造に対抗するため、貨幣の流通状況及び貨幣の偽造動向の調査、外国の貨幣関連機関や国際会議への訪問、出席等を通じて、広く通貨全般に関する情報を収集し、通貨当局への確に情報提供等を行う。

【指標】

- ・ 偽造動向や貨幣全般に係る的確な情報収集・通貨当局への情報提供
(参考指標：通貨当局の要望に沿ったセキュリティレポートの提出の有無(年1回12月末))

- ③ 外国政府、外国の貨幣関連機関等から要請があった場合には研修・視察を積極的に受け入れることにより、国際協力に貢献する。

【指標】

- ・ 国際協力への対応(参考指標：対応回数とその内容)

(3) 国民に対する情報発信

博物館の展示やホームページの充実、工場見学の積極的な受入れ等を通じて、国民に分かりやすく各種情報を提供しつつ、国民の声を聞くことで、造幣局に対する理解や貨幣に対する信頼を深める。

【指標】

- ・ 博物館の展示及び特別展示等の充実(参考指標：博物館来場者数、特別展示等の開催・他の展示会への出展回数)
- ・ 博物館におけるアンケート結果(5段階評価で平均評価3.5超)
- ・ ホームページの充実(参考指標：アクセス数、更新回数)

- ・工場見学者アンケート結果（５段階評価で平均評価３．５超）
- ・国民に対する情報発信の充実（参考指標：出張講演等の実績回数、現金取扱機器の製造業者等との情報交換の実施回数）

（４）偽造抵抗力の強化等に向けた研究開発

次の貨幣の改鋳をも見据えた研究開発に係る計画を策定し、独自の偽造防止技術の開発、製造技術の高度化、製造工程の効率化等につながる研究を着実に進め、貨幣の偽造抵抗力の強化に貢献する。また、計画の実行に際しては、事前、中間、事後の評価を徹底し、その成果を適切かつ効果的に活用するとともに、必要に応じて特許の出願や学会での報告を行う。

【指標】

- ・研究開発計画の策定の有無
- ・事前・中間・事後評価の適切な実施
- ・事前・中間・事後評価結果に対する適切な対応及び研究開発計画への適切な反映
- ・研究開発活動の成果（終了案件に費やした費用に達成度に応じた係数を乗じて算定した値の合計が当該費用の合計を上回る）
- ・研究開発成果の適切かつ効果的な活用（特許出願、学会での報告）

【重要度：高】貨幣の偽造抵抗力を強化するための研究開発を推進することは、財務省の重要な任務の一つである通貨に対する信頼を維持するうえで重要な要素であるため。

【難易度：高】貨幣への搭載が可能な世界最高水準の偽造防止技術等の開発を目指した研究を行い、成果を得るには、高度な専門知識と分析能力の発揮や、蓄積された知見の有効活用が最大限になされることが求められるため。

（５）外国貨幣等の受注、製造

国内貨幣と異なる仕様の外国貨幣を製造することは、貨幣の製造技術やデザイン力の維持・向上、改鋳を含む様々な要請への対応力の強化に資することから、国内貨幣の製造等の業務の遂行に支障のない範囲内で、通貨当局等との緊密な連携の下、外国政府等からの貨幣等製造の受注に取り組む。

【指標】

- ・外国貨幣等の受注（参考指標：受注件数及び受注金額）
- ・納品達成度（１００％）

- ・製造代金回収率（１００％）

2. その他の事業

（１）勲章等及び金属工芸品の製造等

- ① 勲章等については、製造工程の一層の効率化を図りつつ、過去に授与されたものとの間においても同質性や均一性が確保されるよう、徹底した品質管理の下で確実に製造することにより、内閣府との契約を確実に履行する。

【指標】

- ・受注数量製造率（１００％）
- ・納期達成率（１００％）
- ・保証品質達成率（１００％）
- ・情報漏えい、紛失・盗難発生の有無

【重要度：高】天皇の国事行為として授与される勲章等について、内閣府から求められる品質及び納期を遵守して確実に製造することは、栄典制度の重要な要素であるため。

【難易度：高】美麗・尊厳・品格の諸要素を兼ね備えていることが要求される勲章等について、品質が均一に保たれるよう製造し、内閣府との契約を確実に履行するには、細心の注意をもって、熟練した技術を最大限に用いる必要があるため。

- ② 金属工芸品の製造については、貨幣製造技術の維持・向上に資するために行う。また、原則として官公庁等の一般競争入札への参加による受注・製造を行わないことに加え、受注品についても、製品の主旨等を踏まえ、公共性が高い場合に限り製造を行う。

【指標】

- ・受注数量製造率（１００％）
- ・受注品の納期達成率（１００％）
- ・保証品質達成率（１００％）（ただし、企画品については、造幣局の責めに帰さないものを除く）
- ・貨幣製造技術の向上に資する新製品の開発
- ・情報漏えい、紛失・盗難発生の有無

（２）貨幣の販売

貨幣セット販売業務については、新製品の開発や顧客層の拡大、代金決済手段の多様化等サービス向上を図ることにより、国民のニーズに応える

とともに、「公共サービス改革基本方針」（平成 24 年 7 月 20 日閣議決定）に基づく、業務フロー・コスト分析の結果を踏まえ、効率化や民間ノウハウの活用等の観点から、業務について不断の見直しに努める。

また、記念貨幣については、公正・公平な抽選や確実な配送を行うことにより、広く国民に行き渡るよう注力する。

【指標】

- ・顧客満足度アンケート結果（5段階評価で平均評価3.5超）
- ・貨幣製造技術の向上に資する新製品の開発
- ・国民のニーズに的確に対応した貨幣セットの販売（参考指標：製造セット数及び販売セット数（年銘））
- ・公平・公正な販売に向けた適切な取組（参考指標：申込倍率の状況）
- ・サービスの向上に向けた取組
- ・情報漏えい、紛失・盗難発生の有無

（3）貴金属の品位証明・地金及び鋳物の分析業務

貴金属の品位証明業務については、業界の自主的な取組等民間における実施状況を確認しつつ、確実に作業を行うことにより、貨幣製造を通じて培ってきた分析技術を活用したサービスを提供する。また、ロンドン貴金属市場協会（LBMA）が発行した「LBMA Responsible Gold Guidance」に基づく紛争金管理を的確に実施する。

地金及び鋳物の分析業務については、取引において双方の分析が異なる場合に第三者機関として実施する審判分析等を通じ、公共的な役割を果たす。

また、これらの業務を着実に実施し、公益的役割を果たしていくため、品位証明業務及び分析業務に係るアクションプログラムに基づき、受益者に適正な負担を求めること等を通じて、収支相償を達成する。

【指標】

- ・関係団体への実態調査
- ・返却期限達成率（100%）
- ・貴金属の品位証明業務の積極的な周知及び利便性向上に向けた取組
- ・紛争金対応方針に基づく適切な管理
- ・収支相償の達成（100%）
- ・情報漏えい、紛失・盗難発生の有無

Ⅲ. 業務運営の効率化に関する事項

造幣局は、行政執行法人として正確かつ確実に業務を遂行するため、業務の質を高い水準に維持しつつ、あわせて国民負担の軽減を図る観点から、引き続き効率的かつ効果的な業務運営を推進することにより、製造コストの引下げに努める必要がある。

1. 組織体制、業務等の見直し

(1) 組織の見直し

- ① 「国家公務員の総人件費に関する基本方針」（平成26年7月25日閣議決定）を踏まえ、業務の質の低下を招かないよう配意しつつ、業務の効率性や業務量等に応じた適正な人員配置を行いながら組織の効率化に向けて取り組む。

【指標】

- ・ 適正な人員配置
- ・ 組織の効率化（参考指標：期末常勤役職員数（フルタイム再任用職員を含む）、売上高人件費比率）

※「人件費」とは、毎年度公表している「独立行政法人造幣局の役職員の報酬・給与等について」中の「Ⅲ 総人件費について」における「給与、報酬等支給総額」をいう。以下同じ。

- ② 給与水準について、国家公務員の給与水準も十分考慮し、引き続き、ラスパイレス指数による比較等を行い、適正な水準の維持に向けて取り組むとともに、その状況を公表する。

【指標】

- ・ 適正な給与水準の維持
- ・ 給与水準の公表の有無

(2) 業務の効率化

- ① 国民負担を軽減する観点から、引き続き、可能な限りのコスト削減努力を行うこととし、平成27年度から平成31年度までの5年間を対象として中期的な観点から設定した固定費の目標達成に向けて必要な取組を行う。

また、電子政府推進の取組の一環として、情報システムに係る整備運用計画を策定し、情報システム関連機器の適時適切な更新を行う。

【指標】

- ・ 業務の効率化の推進（参考指標：売上原価を構成する固定費（東京支局の移転に伴う費用を除く））

- ・ 効率化に向けた業務の見直し
- ・ 情報システム整備運用計画の策定の有無
- ・ 適時適切な情報システム関連機器の更新

② 調達にかかる契約については、偽造防止の観点に配慮しつつ、原則として一般競争入札その他の競争性、透明性が十分確保される方法によるものとする。また、公正かつ透明な調達手段による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、造幣局が策定する「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その実施状況及び契約実績を公表する。

また、調達に当たっては、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」（昭和 41 年法律第 97 号）、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（平成 24 年法律第 50 号）及び「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」（平成 24 年法律第 92 号）に基づいた調達を行うよう努める。

【指標】

- ・ 調達等合理化計画に基づく適切な契約の実施
- ・ 調達等合理化計画の実施状況及び契約実績の公表の有無
- ・ 契約監視委員会による点検において不適切な契約と認められた契約件数（0 件）
- ・ 障害者就労施設等からの調達の実施（参考指標：件数及び金額）

③ 「業務フロー・コスト分析に係る手引き」（平成 27 年 12 月 16 日付官民競争入札等監理委員会改訂）に示された手法等により、極めてセキュリティ性の高い製品及び情報を取り扱っていることを踏まえつつ、業務フローやコストの分析を行い、その結果に基づき、民間への業務委託を検討する。

【指標】

- ・ 民間への業務委託の検討

IV. 財務内容の改善に関する事項

造幣局は、基幹となる貨幣製造事業が、財務大臣が定める貨幣製造計画によって製造数量が決定され、かつ、納入先が財務省のみに限られているといった特殊性を有することから、自らの裁量や努力によって損益の改善を図ることが難しい側面を有している。しかしながら、そうした制約の下にあって

も、業務の重要性に鑑み、将来にわたって安定的に業務運営ができるよう、標準原価計算方式による原価管理に、差異分析結果を適切に反映させること等を通じて、収支を的確に把握しつつ、業務運営の更なる効率化に努め、採算性の確保を図る必要がある。

1. 予算、収支計画及び資金計画の策定、採算性の確保

- ① 業務運営の効率化に関する事項に記載された目標を踏まえた、適切な予算、収支計画及び資金計画を作成するとともに、各項目について、可能な限り支出等の節減に努める。具体的には、事業別の収支や営業収支率を的確に把握した上で、原価管理の徹底等により収支の改善を進め、経常収支率を100%以上とする。

【指標】

- ・ 原価管理の徹底等によるコスト削減
- ・ 原価管理等による事業別収支、営業収支率の把握、的確な管理
- ・ 適正な在庫量の維持（参考指標：棚卸資産回転率）
- ・ 経常収支率（100%以上）
- ・ 販売費及び一般管理費（東京支局の移転に伴う費用及び研究開発費を除く）の効率的な使用への取組（①広告費等、②運送費及び通信費、③①及び②を除く費用に分類し、各々の使用の効率性に係る検証等を行う）
- ・ 販売費及び一般管理費（東京支局の移転に伴う費用及び研究開発費を除く）のうち、上記③について、前年度以下に抑制

- ② 財務内容について、偽造防止の観点や受注条件に影響を及ぼさないよう配慮しつつ、独立行政法人通則法に基づく情報の開示を行うことにより、国民に対する説明責任を果たす。

【指標】

- ・ 独立行政法人通則法に基づく情報開示（100%）

V. その他業務運営に関する重要事項

1. ガバナンス強化に向けた取組

平成27年4月の独立行政法人通則法の改正等により、ガバナンス強化の観点から、主務大臣である財務大臣による監督命令や監事の機能強化等が措置されたところである。

造幣局は国民生活の基盤となる貨幣を製造している法人であることを踏まえ、以下の各般の取組を通じ、内部統制の更なる充実・強化を図る。

(1) 内部統制に係る取組

「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備について」(平成26年11月28日付総務省行政管理局長通知)に基づき業務方法書に定めた内部統制の推進に関する事項等を適正に実施する。

【指標】

- ・ 内部統制の推進に関する規程等に定められた事項の適正な実施
- ・ 内部統制の推進に関する規程等の必要に応じた見直し
- ・ ISO9001の認証の維持

(2) コンプライアンスの確保

コンプライアンスの確保に積極的に取り組むとともに、業務上の不正・不法行為等による重大事象を発生させない。

【指標】

- ・ コンプライアンス確保に向けた確実な取組
- ・ 業務上の不正・不法行為等による重大事象の発生件数(0件)
- ・ コンプライアンス違反発生時の的確な対応

(3) リスクマネジメントの強化

① リスクを識別し、識別したリスクに対する評価に基づき、そのリスクの発生防止又は発生時の被害低減に向けた対策を策定し、実施することにより、リスクマネジメントの強化に向けて取り組む。

【指標】

- ・ リスクマップ等の策定及び見直し
- ・ リスクマネジメントの強化の取組

② リスク管理を徹底し、不測の災害が生じた場合にも確実に対応することができるよう、事業継続マネジメント(BCM)の適切な運用を図るとともに、防災訓練計画を策定し、確実に実施する。

【指標】

- ・ BCMの適切な運用
- ・ 防災訓練計画の策定の有無
- ・ 防災訓練の確実な実施(対計画100%)

(4) 個人情報の確実な保護等への取組

「個人情報の保護に関する法律」(平成 15 年法律第 57 号)、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」(平成 15 年法律第 59 号)、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成 25 年法律第 27 号)及び「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成 13 年法律第 140 号)に基づき、確実に対応する。

【指標】

- ・ 個人情報保護及び情報公開への確実な取組
- ・ 個人情報漏えいの発生件数 (0 件)

(5) 情報セキュリティの確保

「政府機関等の情報セキュリティ対策の運用等に関する指針」(平成 28 年 8 月 31 日付サイバーセキュリティ戦略本部決定)に基づき、適切な情報セキュリティ対策を実施するとともに、その状況を定期的に点検することにより、対策の不備による重大事象を発生させない。

【指標】

- ・ 情報セキュリティ計画の策定の有無
- ・ 情報セキュリティ対策の確実な実施・運営
- ・ 情報セキュリティ教育の実施 (対計画 100%)
- ・ 情報セキュリティ対策の不備による重大事象の発生件数 (0 件)
- ・ 情報セキュリティ対策の不備による重大事象発生時の的確な対応
※「重大事象」とは、情報システムにおける不正プログラム感染や不正アクセス、又は、その疑いがある場合における情報システムデータの改ざん・破壊、不正コマンド実行、情報漏えい若しくは重要情報の詐取等をいう。

(6) 警備体制の維持・強化

製品の盗難や施設及び設備に対する破壊活動等への抑止力の強化を図るため、セキュリティチェック等警備体制を維持・強化するとともに、内外の情勢の変化に応じた体制の見直しを行う。

【指標】

- ・ 警備に関する計画の着実な実施及び見直し
- ・ 外部要因による突発的な事件事故に対する適切な対応

2. 人事管理

組織運営を安定的に行うため、計画的かつ着実な人材の確保やその育成に努めるとともに、適材適所の人事配置、政府が進めている「働き方改革」を踏まえつつ、労働時間の適切な管理等により、働き方の見直しに取り組む。

また、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成 27 年法律第 64 号）に基づき策定した一般事業主行動計画に沿って、女性職員の活躍を推進する。

さらに、職員研修に関する計画を策定し、当該計画に沿った各種研修を実施すること、業務への意欲的な取組や業務改善活動を奨励するとともに、これらについて顕著な成果を挙げた職員に対する表彰・評価等を通じて、職員の業務意欲や能力の向上、技能の伝承を図る。

【指標】

- ・ 計画的かつ着実な人材確保、人材育成
- ・ 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく一般事業主行動計画の確実な実施
- ・ 研修計画の策定の有無
- ・ 研修計画の確実な実施（対計画 100%）
- ・ 職員の業務意欲・能力の向上、技能伝承に向けた取組

3. 保有資産の見直し

東京支局移転後の跡地（隣接する廃止した東京支局北宿舎及び南宿舎を含む）については、処分を推進するとともに、国庫納付の方法及び時期について検討を進める。

また、廃止した東京支局西巣鴨宿舎及び新座宿舎については、平成 30 年度中に速やかに国庫納付を行う。

さらに、その他の保有資産について、効率的な業務運営が担保されるよう、不断の見直しを行い、その結果、遊休資産が生ずる場合には将来の事業再編や運営戦略上必要となるものを除き、国庫への貢献を行う。

【指標】

- ・ 東京支局移転後の跡地（隣接する廃止した東京支局北宿舎及び南宿舎を含む）の処分の推進
- ・ 廃止した東京支局西巣鴨宿舎及び新座宿舎の国庫納付
- ・ その他の保有資産についての平成 30 年度以降の廃止等に向けた検討の推進

4. 職場環境の整備

（1）労働安全の保持

職場環境整備に資する計画を定め、当該計画に沿って安全教育・活動等を行うことにより、安全で働きやすい職場環境を維持する。

【指標】

- ・ 職場環境整備に資する計画の策定の有無
- ・ 職場環境整備に資する計画の確実な実施（対計画100%、ただし計画のうち安全教育・活動等に係る項目に限る）
- ・ 重大な労働災害の発生件数（0件）
- ・ 労働災害の発生状況

※「重大な労働災害」とは、死亡災害又は一時に3人以上の負傷者を伴う労働災害をいう。

【重要度：高】労働災害の発生のリスクを踏まえ、その未然防止及び労働者の安全を確保することは職場環境整備の重要な要素であるため。

(2) 健康管理の充実

健康管理に資する計画を定め、当該計画に沿って定期健康診断を確実に受診させるとともに、その結果に基づく有所見者への計画的な健康指導・教育などのフォローアップを行うことにより、職員の健康を確保する。また、計画的なメンタルヘルス対策を行うことにより、職員の心身両面の健康管理の充実を図る。

【指標】

- ・ 健康管理に資する計画の策定の有無
- ・ 定期健康診断の受診率（100%）
- ・ 健康管理に資する計画の確実な実施（対計画100%、ただし計画のうち健康指導・教育・メンタルヘルス対策に係る項目に限る）

(3) 職務意識の向上・組織の活性化

役員間、役職員間、各部門間において、密なコミュニケーションを図ることにより職務への相互理解を深めつつ、実施する施策の背景や目的、課題にかかる情報の共有を通じて、職務に対する意識の向上・組織の活性化をより一層進める。

【指標】

- ・ 役員間、役職員間、各部門間における密なコミュニケーションの取組

5. 環境保全

製造事業を営む公的主体として模範となるよう、地球温暖化などの環境問

題へ積極的に貢献する観点から、「地球温暖化対策計画」（平成 28 年 5 月 13 日閣議決定）等を踏まえた環境保全に関する計画を策定し、当該計画に沿って、効率性に配慮しつつ必要な設備を備えるとともに、環境物品の確実な調達や ISO 14001 認証の維持等を行うことにより、環境保全を図る。

【指標】

- ・環境保全のために必要な設備の的確な導入及び導入時における効率性の検証
- ・環境保全計画の策定の有無
- ・環境保全計画の確実な実施（対計画 100%）
- ・ISO 14001 認証の維持
- ・エネルギー消費原単位（過去 5 年平均以下）
- ・廃棄物再利用率（過去 5 年平均以上）
- ・回収貨幣の再利用（100%）
- ・返り材の再利用（100%）

VI. 中期的な観点から参考となるべき事項

貨幣等の製造という業務の特性に鑑み、中長期的な観点から業務運営に努める。

1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(1) 設備の維持・管理

将来にわたり、各種製品を高い品質を保持しながら確実かつ効率的に製造するため、平成 30 年度から平成 34 年度までの中期設備投資計画（毎年度の実績等を踏まえた見直しを可能とする）を策定し着実に実行する。

(2) 偽造抵抗力の強化等に向けた研究開発

将来にわたり、貨幣の偽造抵抗力の強化に貢献するため、平成 30 年度から平成 34 年度までの中期研究開発計画（毎年度の実績等を踏まえた見直しを可能とする）を策定し着実に実行する。

2. 業務運営の効率化に関する事項

(1) 組織体制の効率化

業務運営に必要な人員については、「独立行政法人整理合理化計画」（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定）において、平成 17 年度末から平成 22 年度末までの 5 年間で 10%を上回る削減を行うよう求められたところ、平成

23年度以降においても削減努力を継続した結果、平成17年度末から平成26年度末までの9年間の実績は23.6%の減少となり、当該閣議決定で示された水準を上回るペースで削減を進めてきた。平成27年度から平成31年度までの5年間においては、これまでの成果を踏まえ、将来の安定的な業務運営に支障が生じないように、平成31年度末の常勤役職員の総数を平成26年度末以下とするとともに、原則、平成31年度の人件費を平成26年度以下とする。

(2) 業務の効率化

法人設立以来、必要な設備投資を極力抑えること等により「固定的な経費」の削減を図ってきたが、今後は、次の貨幣の改鋳を見据えた機械設備の導入や製造施設の基盤整備が見込まれること等を踏まえると、中長期的には設備投資に伴う減価償却費の増加が見込まれる。しかしながら、引き続き国民負担を軽減する観点から、平成27年度から平成31年度までの5年間においても、製造コストの抑制に取り組むこととし、原則、平成31年度の売上原価を構成する固定費（東京支局の移転に伴う費用を除く）を平成26年度実績値以下とする。